

令和4年 教育委員会

第19回 定例会 議事日程

令和4年11月8日（火）

第1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第31号「教育事務に関する議案の意見聴取」

第2 協 議

【 子ども総務課 】

- (1) 千代田区教育委員会公印規則の一部改正について

第3 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和4年度補正予算案一般会計第3号について

【 子育て推進課 】

- (1) (仮称) 子育て・教育応援給付金について

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 令和5年度学童クラブ入会募集について

【 子ども施設課 】

- (1) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

【 指導課 】

- (1) 令和3年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について(概要)
- (2) 令和4年 特別区人事委員会勧告について

第4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(11月20日号)

議案第31号

教育事務に関する議案の意見聴取について

令和4年11月7日付4千政総務発第192号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

特になし

- 1 千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例

4千政総務発第192号
令和4年11月7日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口高顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和4年第4回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案名

千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例

千代田区個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報記録された文書若しくは図画の写し又は電磁的記録を複写したものの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額は千代田区規則（以下「規則」という。）で定める。

3 前項の規定にかかわらず、千代田区（以下「区」という。）の機関（議会を除く。以下同じ。）は、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ

ならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、訂正請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して20日以内にしなければならない。ただし、利用停止請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(千代田区個人情報保護審議会)

第10条 千代田区長（以下「区長」という。）の附属機関として、千代田区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 区の機関は、次のいずれかに該当する場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるための基準を定めようとする場合

3 審議会は、個人情報の適正な取扱いに関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は、区長が委嘱した日から、審議が終了した日までとする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(千代田区個人情報保護条例の廃止)

2 千代田区個人情報保護条例（平成10年千代田区条例第43号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第19条第1項若しくは第2項、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例第25条に規定するこれらの請求に係る決定については、なお従前の例による。

4 施行日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う規程の整備について

1 背景

「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日以降、地方公共団体の個人情報保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることとなった。（別紙1のとおり）

これに伴い、法において地方公共団体が定めることとされた事項を条例で定めるとともに、現行の規程を廃止及び改正する必要がある。

2 規程整備の概要

（1）制定が必要な条例

「千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例」において以下の事項を定めるとともに、現行の千代田区個人情報保護条例を廃止する必要がある。

① 開示請求に係る手数料

- ・ 手数料は無料とする。
- ・ 写しの交付に係るコピー代や郵送料等の実費のみ徴収するものとし、特に必要と認める場合は、当該実費を減免できるものとする。

② 開示等請求の手続

- ・ 開示決定の期限を15日以内に短縮する。
- ・ 訂正決定及び利用停止決定の期限を20日以内に短縮する。
- ・ 著しく大量な開示等請求については、期限の特例を設ける。

③ 審議会への諮問

- ・ 区長の附属機関として、千代田区個人情報保護審議会を置き、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、諮問することができるものとする。
- ・ 審議会は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する委員5人以上で構成し、審議が終了するまでの任期とする。

（2）一部改正が必要な条例

以下の条例について、法を適用するための規定整備を行う必要がある。

① 千代田区職員等公益通報条例

② 千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例

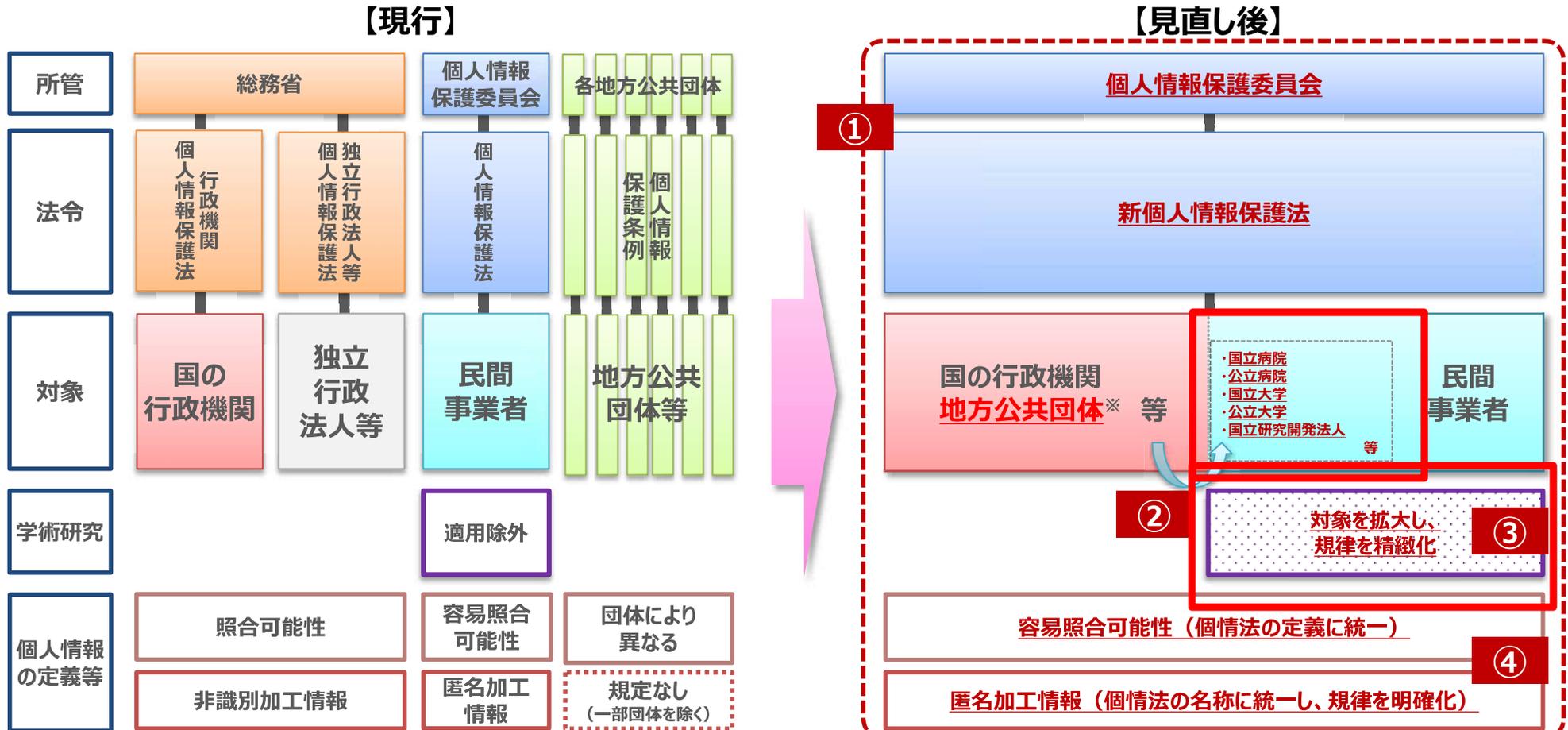
③ 千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（3）施行予定日

令和5年4月1日

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

印影の電子計算機器による処理（以下「電子公印」という。）は、小様式文書用と専用印に限定していた。

しかしながら、他の公印（部長印、課長印、校長印等）であっても、当該公印の印影を電子化することにより事務の効率化及び簡素化を図ることができることから電子公印の対象公印に小様式文書用及び専用印以外の公印を加える必要がある。ただし、教育委員会印（本印）及び教育長印（本印）は、押印する文書の性質上、電子公印の対象から除くものとする。

本改正により、校長印を押印している次の書類で電子公印の使用が見込まれる。

- (1) 校務支援システム（C4th）から年度末に出力する各学年の「修了証」
- (2) 校務支援システム（C4th）から各学期末に出力する通知表

2 改正内容

電子公印として使用できる対象公印の範囲を拡大するとともに、規定の整備をする。詳細は、新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別添のとおり

新旧対照表（抄）

○千代田区教育委員会公印規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区教育委員会公印規則 （通則）</p> <p>第1条 千代田区教育委員会（教育機関、<u>附属機関</u>及びこれらの長を含む。）の公印の寸法、ひな型、管守方法及びその他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。</p> <p>（公印の名称、寸法、ひな型等）</p> <p>第2条 公印の名称、番号、書体、寸法<u>及び用途並びに公印管守者（別表第1に定める各公印を管理する各課長等をいう。以下同じ。）は、同表のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</u></p> <p>（旧印の引継、保存、廃棄）</p> <p>第4条 公印を改刻、職制変更等のため使用しなくなつたときは、子ども総務課長は各公印管守者よりその公印を引継ぎ、次の区分により保存しなければならない。</p> <p>（1） <u>委員会印及び委員会教育長印</u> 永久</p> <p>（2） 前号以外の公印 改刻又は職制変更等により使用しなくなつた日から起算して10年</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>（公印取扱主任の命免）</p> <p>第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。</p> <p>2 主任は、当該公印管守者の属する課等の<u>庶務担当係長及び千代田区立学校文書管理規程（平成元年千代田区教育委員会訓令第2号）第3条第1項に規定する者並びにこれに準ずる者をいう。）</u>をもつてあてる。</p> <p>（公印の管守）</p> <p>第11条 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日には、<u>施錠</u>しておかなければならない。</p> <p>（公印押印上の注意）</p> <p>第12条 （現行に同じ）</p> <p>2 から4まで （現行に同じ）</p> <p>5 公印の使用形態等により、前各項の規定による照合ができない場合は、各<u>公印管守者</u>が別に定める方法で確認するものとする。</p> <p>6 （現行に同じ）</p> <p>（公印の事前押印）</p> <p>第12条の2 （現行に同じ）</p> <p>2 （現行に同じ）</p>	<p>千代田区教育委員会公印規則 （通則）</p> <p>第1条 千代田区教育委員会（教育機関及びこれらの長を含む。）の公印の寸法、ひな型、管守方法及びその他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。</p> <p>（公印の名称、寸法、ひな型等）</p> <p>第2条 公印の名称、番号、書体、寸法、<u>用途及び管守者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</u></p> <p>（旧印の引継、保存、廃棄）</p> <p>第4条 公印を改刻、職制変更等のため使用しなくなつたときは、子ども総務課長は各公印管守者よりその公印を引継ぎ、次の区分により保存しなければならない。</p> <p>（1） <u>千代田区教育委員会印、千代田区教育委員会委員長印及び千代田区教育委員会教育長印</u> 永久</p> <p>（2） 前号以外の公印 改刻又は職制変更等により使用しなくなつた日から起算して10年</p> <p>2 （略）</p> <p>（公印取扱主任の命免）</p> <p>第9条 公印管守者の下に、公印取扱主任（以下「主任」という。）を置くことができる。</p> <p>2 主任は、当該公印管守者の属する課等の<u>文書取扱主任（千代田区教育委員会文書管理規程（平成元年教育委員会訓令第1号）第3条及び千代田区立学校文書管理規程（平成元年教育委員会訓令第2号）第3条に規定する者及びこれに準ずる者をいう。）</u>をもつてあてる。</p> <p>（公印の管守）</p> <p>第11条 公印は、常に堅固な容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日には、<u>封印</u>しておかなければならない。</p> <p>（公印押印上の注意）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 から4まで （略）</p> <p>5 公印の使用形態等により、前各項の規定による照合ができない場合は、各<u>公印の管守者</u>が別に定める方法で確認するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>（公印の事前押印）</p> <p>第12条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 公印管守者は、前項の承認をするときは、当該申請書の写しに承認の旨を奥書して承認書とするとともに、当該承認書の写しを子ども総務課長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により事前押印した文書等の保管責任者は、常にその使用状況を明らかにし、かつ、子ども総務課長又は公印管守者から調査の申し入れがあつたときは、これに応じなければならない。

5 事前押印した文書等の保管責任者は、当該文書等が書損、汚損、様式の変更等の理由により使用できなくなつたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。
(公印印影の印刷)

第13条 (現行に同じ)

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印刷込み申請書」と、同項、第4項及び第5項中「事前押印」とあるのは「刷込み」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の規定による印刷を外注した場合は、契約書に原版及び試作品等の引き渡し又は裁断、破碎、焼却等について規定する等適切な措置を講じなければならない。

4 (現行に同じ)
(専用公印等の印影の電子計算機器による処理)

第14条 電子計算機器により作成する定型的かつ定型的な文書等で公印 (別表第1に定める委員会印(方30ミリメートル)及び委員会教育長印を除く。以下本条において同じ。)を押印すべきものについては、印影を当該電子計算機器に入力し出力して押印に代えることができる。

2 第12条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印入出力申請書」と、同項、第4項及び第5項中「事前押印」とあるのは「入出力」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 (現行に同じ)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

公印名	番号	書体	形状寸法	用途	公印管 守者
児童館 長印	19の 8	同	方17ミ リメー トル	児童館 長の一 般文書 用	同
附属機	20	同	方21ミ	附属機	附属機

3 第1項の規定により事前押印した文書等の保管責任者は、常にその使用状況を明らかにし、かつ、子ども総務課長又は公印管守者から調査の申し入れがあつたときは、これに応じなければならない。

4 事前押印した文書等の保管責任者は、当該文書等が書損、汚損、様式の変更等の理由により使用できなくなつたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。
(公印印影の印刷)

第13条 (略)

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印刷込み申請書」と、同条第2項、第3項及び第4項中「事前押印」とあるのは「刷込み」とそれぞれ読み替える。

3 前2項の規定による印刷を外注した場合は、契約書に原版及び試作品等の引き渡し又は裁断、破碎、焼却等について規定する等適切な措置を講じなければならない。

4 (略)
(専用公印等の印影の電子計算機器による処理)

第14条 電子計算機器により作成する定型的かつ定型的な文書等で公印 (別表に定める小様式文書用印及び専用印に限る。以下本条において同じ。)を押印すべきものについては、印影を当該電子計算機器に入力し出力して押印に代えることができる。

2 第12条の2第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「公印事前押印申請書」とあるのは「公印入出力申請書」と、同条第2項、第3項及び第4項中「事前押印」とあるのは「入出力」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

別表第1

公印名	番号	書体	形状寸法	用途	管守者
児童館 長印	19の 8	同	方17ミ リメー トル	児童館 長の一 般文書 用	同
ちよだ	20	同	方18ミ	ちよだ	ちよだ

関代表者印			リメー トル	関の一 般文書 用	関の事 務を処 理する 課長
委員会契	21	同	長径34 短径14 ミリメ ートル	一般文 書用	子ども 総務課 長、各 事業所 長

備考

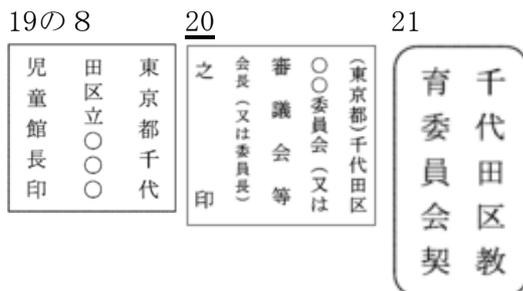
職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。

パーク サイド プラザ 館長印			リメー トル	パーク サイド プラザ 館長の 一般文 書用	パーク サイド プラザ 館長
委員会契	21	同	長径34 短径14 ミリメ ートル	一般文 書用	子ども 総務課 長、各 事業所 長

備考

- 1 職務代理者は、本来職務者の印を用いるものとする。
- 2 番号1の委員会印については、第13条の規定に基づき当該印影を学校職員服務取扱規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第5号）別記様式第1号に定める職員証に印刷する場合に限り、様式の規格を勘案し、方15ミリメートルに縮小して印刷することができる。

別表第2

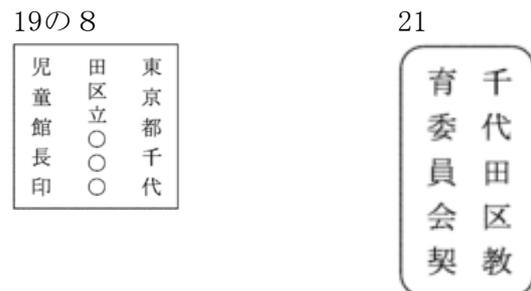


備考

番号5の2、19、19の2、19の3、19の4、19の5、19の6、19の7及び19の8にあわせて使用する割印については、22の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

様式（現行に同じ）

別表第2



備考

番号5の2、19、19の2、19の3、19の4、19の5、19の6、19の7及び19の8にあわせて使用する割印については、22の規定にかかわらず区長部局の例によることができる。

様式（略）

令和4年度一般会計補正予算案 第3号の概要

一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額	1,093,929 千円
一般会計補正後予算額	70,892,577 千円

一般会計歳入歳出予算の補正（子ども部抜粋） 786,660 千円

【歳出】

1 ちよだパークサイドプラザ管理運営 3,021 千円

(1) 光熱水費 3,021 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、ちよだパークサイドプラザの光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

2 財産管理 1,585 千円

(1) 光熱水費 1,585 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、旧子ども施設の光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

3 軽井沢少年自然の家管理運営 3,257 千円

(1) 光熱水費 3,257 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、軽井沢少年自然の家の光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

4 学校施設維持管理（小学校管理費） 97,374 千円

(1) 光熱水費 97,374 千円

5 学校施設維持管理（中学校管理費） 21,336 千円

(1) 光熱水費 21,336 千円

6 学校施設維持管理（中等教育学校管理費） 13,929 千円

（1）光熱水費 13,929 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、学校施設の光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

7 児童福祉施設管理運営 25,140 千円

（1）光熱水費 25,140 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、児童福祉施設の光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

8 こども園管理運営 3,916 千円

（1）光熱水費 3,916 千円

エネルギー価格高騰の影響等により、こども園の光熱水費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う。

9 千代田区子育て・教育応援給付金 617,102 千円

（1）給付金 600,000 千円

（2）事務費 17,102 千円

物価高騰に直面する子育て世帯に対し、子育てや教育に係る経費の経済的負担を軽減することを目的として区独自の子育て・教育応援給付金を支給するため、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1 都支出金 289,514 千円

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 289,514 千円

2 繰入金 497,146 千円

（1）財政調整基金繰入金 497,146 千円

(仮称) 子育て・教育応援給付金について

1 概要

物価高騰に直面する子育て世帯に対し、子育てや教育に係る経費の経済的負担を軽減することを目的として区独自の(仮称)子育て・教育応援給付金を支給する。

2 支給対象者 計 12,000人 (想定)

- (1) 令和5年1月分の児童手当、特例給付又は次世代育成手当(以下「児童手当等」という。)の受給者
- (2) (1)に該当する者が区外に住所を有する場合におけるその配偶者
- (3) 基準日(令和4年12月31日)後から令和5年2月28日までの間に離婚等をしたことにより、児童手当等の受給資格を有するに至った者

※ 原則としてプッシュ型支給により支給する。

※ 一部の公務員、(2)(3)に該当する者等は、本区に口座情報等がないため、申請を要する。

※ (2)(3)は、基準日において区内に住所を有する者に限る。

3 事業概要

(1) 給付額

対象児童(令和5年1月分の児童手当等に係る支給要件児童)1人につき5万円

※ 基準日後に離婚等をした者に対する支給にあたっては、元配偶者等から受け取った本給付金の額等(自己申告)を控除した額

(2) プッシュ型支給に関するスケジュール(予定)

令和5年1月25日頃 プッシュ型支給お知らせ通知送付(受給意向確認)

令和5年2月10日頃 受給辞退届、口座変更届の提出期限

令和5年2月20日頃 支給決定通知書送付

令和5年2月28日 支給(児童手当等の支給口座に振込み)

(3) 要申請者への支給に関するスケジュール(予定)

令和5年1月4日頃 申請受付開始(≒2月28日(火))

令和5年2月20日頃 支給決定通知書送付

令和5年2月28日 初回支給(口座振込、最終支給3月31日予定)

(4) 周知方法

ア 広報千代田、ホームページによる事業周知

イ 子育て推進課で把握する要申請者に対する個別の申請勧奨の通知

4 経費

給付費 600,000千円

事務費 17,102千円

合計 617,102千円

本件に必要な経費については、補正予算にて対応する予定である。

令和5年度学童クラブ入会募集について

1 学童クラブ

小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により放課後の児童の養育ができない場合に、家庭にかかわる生活の拠点として、適切な遊びや学びの場を提供し児童の健全な育成を図る。

2 入会できる児童

- (1) 第1順位 千代田区内に居住している児童
- (2) 第2順位 千代田区内の区立小学校に在学する、区外に居住する児童

※学校内学童クラブの入会については当該小学校に在籍する児童を対象とする。

3 開室日及び開室時間

- (1) 月曜日～金曜日 下校時から午後5時まで（延長保育は午後7時まで）
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

※夜間延長保育実施の学童クラブは午後9時まで開室。

※日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休み。

4 入会期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 費用

- (1) 育成料 月額 2,000円
- (2) おやつ代 月額 1,500円

※育成料・おやつ代については、事由に応じて減額・免除の規定あり。

6 周知

11月20日号の広報千代田及びホームページに掲載する。

※ホームページは11月18日（金）に更新予定。

7 入会申込み受付期間及び提出書類等

- (1) 受付期間 令和5年1月4日（水）から1月31日（火）まで（日曜日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 平日：午前11時から午後5時まで 土曜：午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 第一希望の学童クラブ
- (4) 提出書類 ①学童クラブ利用申請書 ②就労証明書（その他申請理由に応じた必要書類）

※学童クラブ利用申請書は、11月18日（金）より各学童クラブで配付。

※1年毎の申請のため、現在入会している児童も受付期間中に申込みが必要。

8 入会決定

学童クラブ入会決定基準表に基づき指数を算定し、指数の高い順に入会を決定する。

9 入会決定通知

令和5年2月21日（火）に発送

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

教育委員会資料
令和4年11月8日
子ども施設課

○現契約

【契約金額】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事	¥6,847,159,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事	¥713,658,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事	¥700,634,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事	¥688,787,000-
【工期】	
令和2年6月27日から令和5年9月29日まで	

○変更概要

【契約金額の変更】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事	¥51,645,000- の増額 (約 0.75%)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事	¥6,259,000- の増額 (約 0.88%)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事	¥14,113,000- の増額 (約 2.01%)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事	¥9,317,000- の増額 (約 1.35%)
【変更内容】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地中障害物の撤去等に伴う工期延長及び費用の増 ⑤ ・ 学校等要望に伴う増 ・ 防火設備の増 	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・ 学校等要望に伴う増 	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・ 中央監視システム仕様変更 ・ 学校等要望に伴う増 	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・ 消防指導による法対応 ・ 学校等要望に伴う増 	
【工期の変更】	
令和2年6月27日から令和5年12月15日まで	2.5ヵ月の増

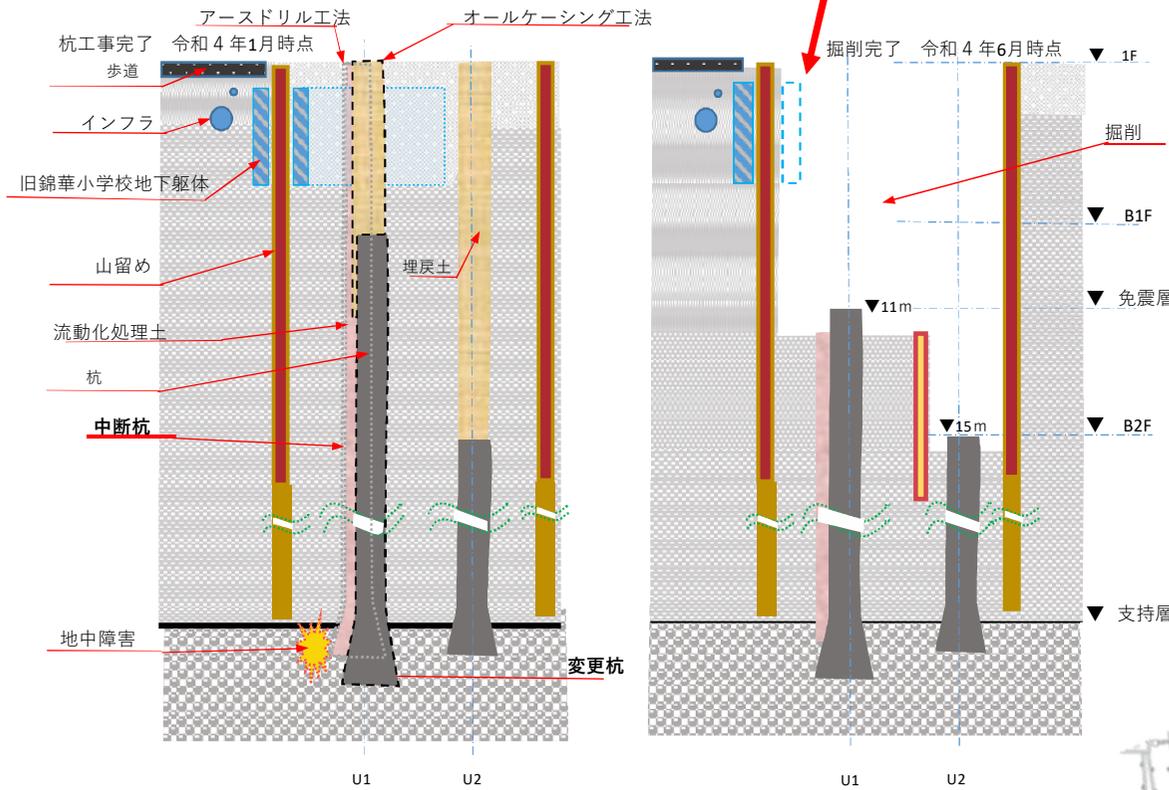
○工事請負契約における設計変更ガイドライン

2. 設計変更の基本事項 (4) 設計変更の対象となる事項 より

	契約約款	設計変更対象事項
①	第17条第1項第1号	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない
②	第17条第1項第2号	設計図書に誤びゅう又は脱漏がある
③	第17条第1項第3号	設計図書の表示が明確でない
④	第17条第1項第4号	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する
⑤	第17条第1項第5号	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
⑥	第18条	発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合
⑦	第19条	工事を一時中止する場合

- ・ 地中障害物の撤去等に伴う工期延長及び費用の増は⑤
- ・ その他の変更は⑥

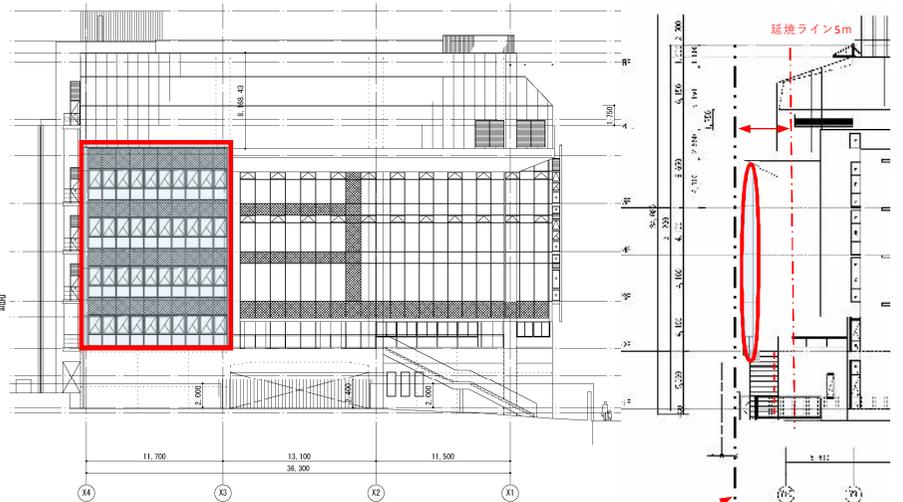
○地中障害物対応イメージ



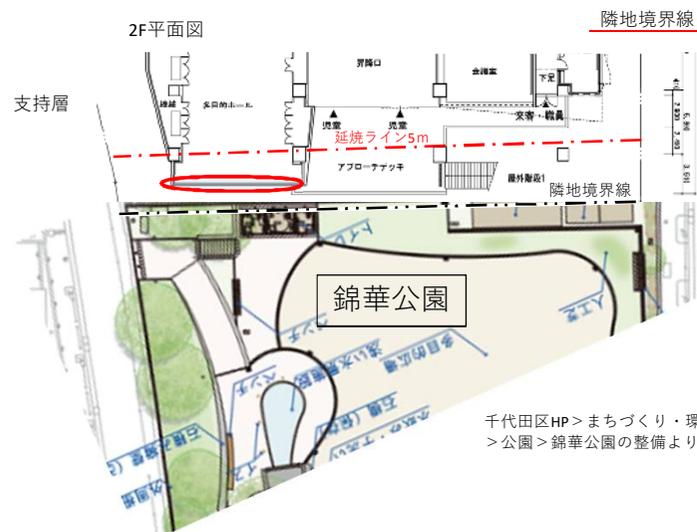
○防火設備の増

公園側立面

猿楽通り側立面図



2F平面図



千代田区HP>まちづくり・環境
>公園>錦華公園の整備より

令和3年度 千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について

「いじめ」の状況

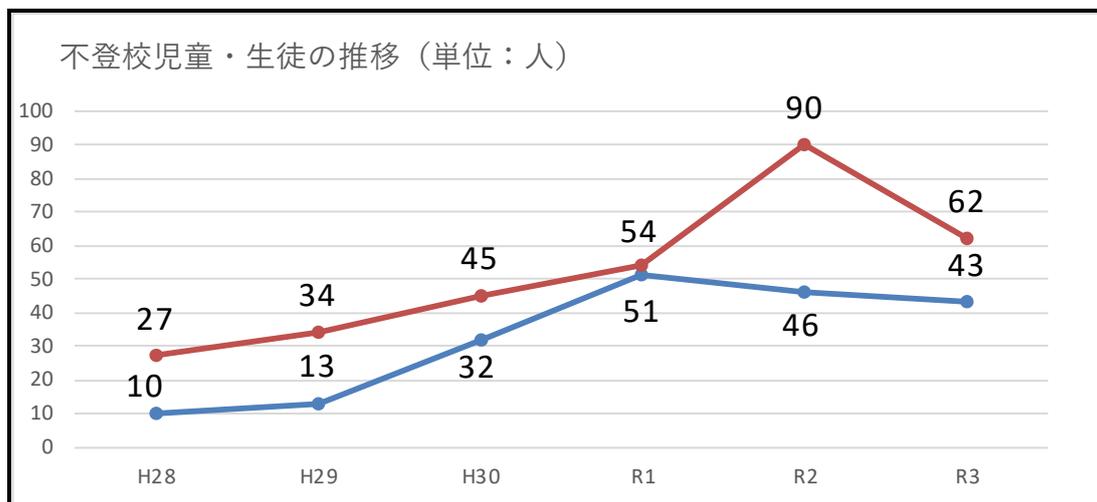
項目	認知学校数		認知件数		解消件数(解消率)	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
小学校	8	7	27	14	26(96.3%)	10(71.4%)
中学校・中等教育学校	1	1	4	8	2(50.0%)	5(62.5%)

【特徴】

- 前年度に比べ小学校の認知件数は減少となった。
- 解消率は、前年度に比べ中・中等教育学校は上昇している。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい等の言葉によるもの」が最も多くなっている。
- いじめの発見のきっかけは当該児童生徒の「保護者からの訴え」が最も多く、次いで、「本人からの訴え」の順となっている。

小学校、中・中等教育学校における不登校の状況

項目	不登校在籍学校数		不登校児童・生徒数		出現率	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
小学校	8	8	46	43	1.5%	1.3%
中学校・中等教育学校	3	3	90	62	5.4%	3.6%



【特徴】

- 出現率は小・中・中等教育学校で減少傾向となった。
- 小・中・中等教育学校（前期課程）では、学年が上がるにつれ、不登校児童・生徒数が増加している。
- 不登校要因は、前年度に引き続き全校種において「不安・無気力」「家庭の問題」が多くなっている。

令和4年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和4年10月11日（火）、幼稚園教育職員を含む職員の給与等について、次のとおり勧告を行った。

1 給与改定の内容

(1) 月例給

- 公民較差 896 円 (0.24%) を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

- 公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
379,408 円	378,512 円	896 円 (0.24%)

- 初任給の改定内容（幼稚園教育職員）

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
大学卒	194,800 円	199,500 円	4,700 円
短大卒	177,700 円	182,500 円	4,800 円

- 概ね採用から 10 年程度の職員について、給料月額を引上げ

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ（現行 4.45 月→4.55 月）
- 支給月数の引上げ分は、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

(3) 3月期末手当の廃止

- 令和5年度から、3月期末手当（0.25 月）を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分（期末手当：年間 2.40 月、勤勉手当：年間 2.15 月）

(4) 改定の実施時期

月例給の引上げ：令和4年4月1日から実施

特別給の引上げ：改正条例の公布の日から実施

3月期末手当の廃止：令和5年4月1日から実施

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年11月8日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	8	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
11	9	水		保幼小合同研修会【神田地区】	お茶の水小学校・幼稚園	教育委員出席
11	10	木				
11	11	金		音楽会 学芸会	九段小 昌平小	
11	12	土		学校説明会③(願書配布開始)	九段中等教育学校	
11	13	日				
11	14	月				
11	15	火	10:00~	合同こども会(麹町小、九段小、富士見小学区)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席
11	16	水	10:00~	合同こども会(番町小、お茶の水小、千代田小、昌平小、和泉小学区)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席
11	17	木				
11	18	金	10:00~	教育委員訪問 ふじみこども園 学芸会・学習発表会	ふじみこども園 麹町小・番町小・富士見小	教育委員出席
11	19	土				
11	20	日				
11	21	月	10:00~	教育委員訪問 千代田幼稚園	千代田幼稚園	教育委員出席
11	22	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
11	23	水				
11	24	木				
11	25	金				
11	26	土				
11	27	日				
11	28	月				
11	29	火	13:00~ 14:35	連合音楽会①	すみだトリフォニーホール	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	30	水	9:50~ 11:25	連合音楽会②	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
12	1	木				
12	2	金	10:00~	指導課訪問 昌平小学校 発表会	昌平小学校 神田保	
12	3	土				
12	4	日				
12	5	月				
12	6	火				
12	7	水				
12	8	木				
12	9	金	12:30	九段小学校・幼稚園 研究発表会	九段小学校・幼稚園	教育委員出席
12	10	土				
12	11	日				
12	12	月				
12	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
12	14	水				
12	15	木				
12	16	金				
12	17	土				
12	18	日				
12	19	月				
12	20	火		英語合宿(～12月23日)	プリティッシュヒルズ(福島県)	
12	21	水				

「広報千代田」
11月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 14件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	ひとり親家庭等医療費助成 現況届の提出を	ひとり親家庭等医療費助成の現況届 提出依頼	期限11月30日(水)まで		
2	児童・家庭 支援センター	令和5年度「学童クラブ」入 会案内	①申し込み方法 ②施設概要			
3	文化振興課	ちよだ芸術祭 クリスマスコンサート	公募のちよだピッコロ児童合唱団と プロのオペラ歌手によるクリスマス コンサートを実施。	12月4日(日)12時～12時 45分	日比谷ステップ広場(有 楽町1丁目)	かんだ歌宴
4	文化振興課	ポコラート全国公募展	審査員と一般投票によって選ばれた 作品が並ぶ。期間中はアーティスト ・トークや入選企画などのイベン トも開催。	12月10日(土)～25日 (日)12時～19時 ※入場 は18時30分まで	アーツ千代田3331	
5	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のお はなし会。	12月11日11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
6	文化振興課	千代田図書館 落語会	若手の人気噺家3名による落語会	12月15日18時30分～20時30 分(仮)	区民ホール(区役所1 階)	千代田図書館
7	文化振興課	国際法がわかると世界がわ かるーウクライナ侵攻と国 際法	ロシアによるウクライナ侵攻を国際 法の観点で読み解き、戦時における 法の有効性を考える講座	12月13日(火)19時～20時 30分	日比谷図書文化館 (日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
8	文化振興課	千代田区立図書館システム の更新に伴う休館等のお知らせ	図書館システム更新に伴い、休館と 他自治体からの図書資料の取り寄せ を休止。	休館日:3月1日(水)～3 月12日(日)	千代田区立図書館全館・ プラザ区民図書室	千代田図書館

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
9	文化振興課	新嘗祭の茶会&お手玉体験	新嘗祭に合わせて行う茶会とともに、お手玉を体験することで、脳の活性化と免疫力アップ。	令和4年11月23日(水・祝日) 13:30~15:30	スポーツセンター	日本のお手玉の会神田支部「神田お手玉の会」
10	文化振興課	映画ゴッドファーザー公開50年記念。ニーノ・ロータのオペラ開催	映画ゴッド・ファーザーの作曲家が描くイタリアの生活をオペラで表現。	12月24(土)、25日(日)	日経ホール	奏楽会
11	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(12月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催。	各サークルによって異なる	各サークルによって異なる	九段生涯学習会
12	生涯学習・スポーツ課	令和4年度家庭教育学級 おうちの中でも楽しめる！ 親子でワクワク運動あそび	区内在住・在学もしくは保護者が区内在勤の年長(4月から小学1年生になるお子さま)~小学2年生とその保護者を対象とした講座。 おうちでできる動きの体験、楽しさを体感し、体力作りに役立て	令和5年1月15日(日) 10時~11時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課	エアロビクス	15歳以上の方(中学生を除く)を対象としたエアロビクス教室	令和5年1月4日~3月8日の 毎週水曜(1/18、2/22を除く全8回) 10時~11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	リズムシェイプアップ& チビッコ体操	リズム：中学生を除く15歳以上、チビッコ：3歳以上の未就学児を対象とした体操教室	令和5年1月4日~3月22日の 毎週水曜(1/18、2/22を除く全10回) 14時30~15時45分	スポーツセンター	スポーツセンター